

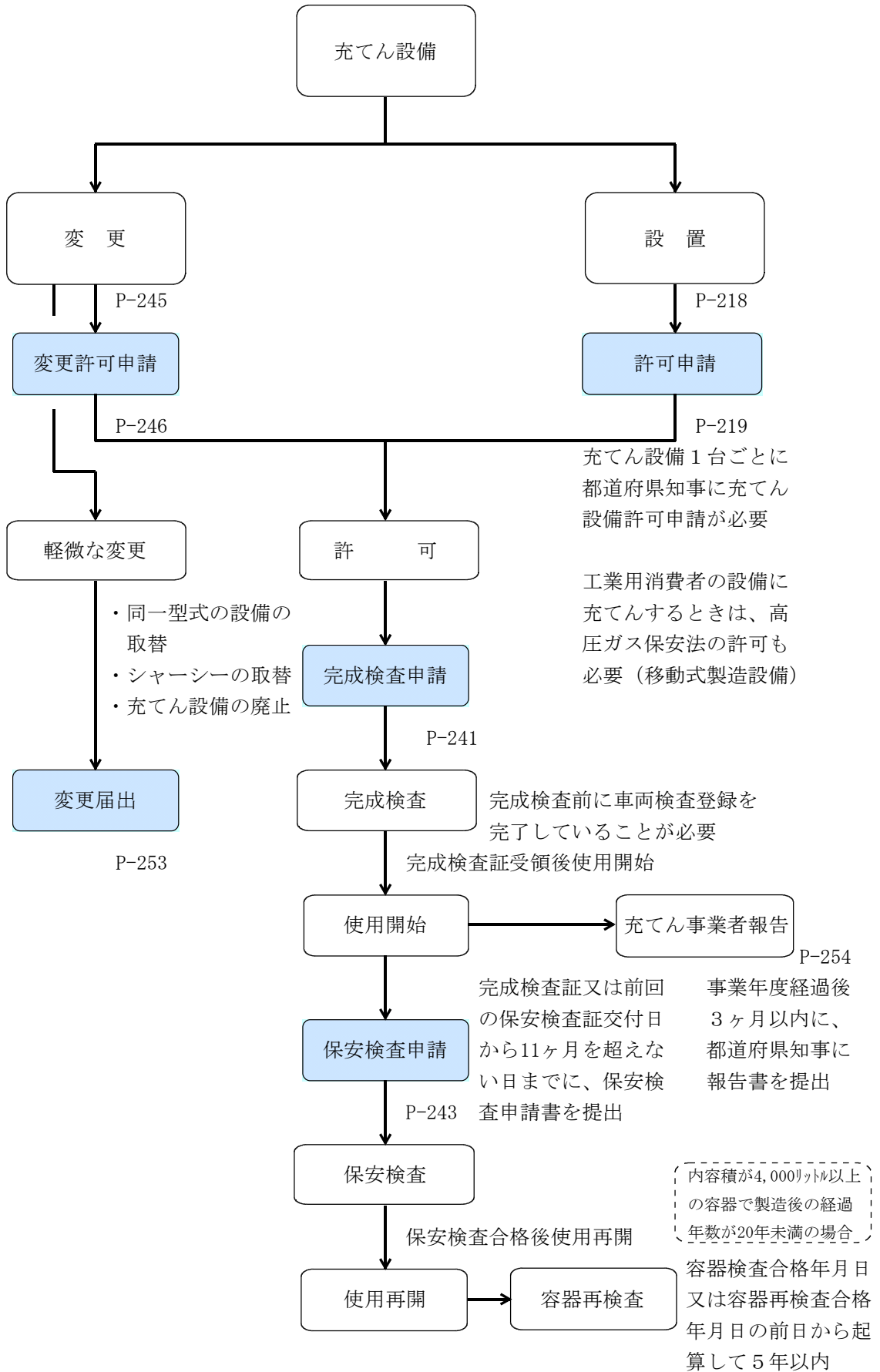
第5章 充てん設備の申請・届出等の手続き

第5章 充てん設備の申請・届出等の手続き

目 次

I. 充てん設備の申請・届出等の手続き一覧表	217
II. 充てん設備の申請・届出等の手続き要領	218
1. 充てん設備の設置	218
1-1 充てん設備の設置等に係る法令	218
1-2 充てん設備の設置等に係る提出書類一覧表	218
1-3 充てん設備許可申請書等の作成例	219
2. 充てん設備の変更	245
2-1 充てん設備の変更に係る法令	245
2-2 充てん設備の変更に係る提出書類一覧表	245
2-3 充てん設備変更許可申請書等の作成例	246
3. 充てん事業者の報告	254
3-1 充てん事業者の報告に係る法令	254
3-2 充てん事業者の報告に係る提出書類	254
3-3 充てん事業者報告書の作成例	255
END	256

I. 充てん設備の申請・届出等の手続き一覧表



II. 充てん設備の申請・届出等の手続き要領

1. 充てん設備の設置

1-1 充てん設備の設置等に係る法令

(1) 充てん設備の許可申請及び完成検査申請

充てん設備を設置する場合

- ① 充てん設備の許可申請
- ② 充てん設備の完成検査申請

法第37条の4第1項
規則第63条により、
所在地の都道府県に充てん
設備の許可申請
法第37条の4第4項で準用
する法第37条の3第1項
規則第68条第1項により、
所在地の都道府県に充てん
設備の完成検査申請

(2) 充てん設備の保安検査申請

充てん設備の保安検査を受ける場合

法第37条の6第1項
規則第81条第2項により、
所在地の都道府県に充てん
設備の保安検査申請

(注) 充てん設備の完成検査及び保安検査は、都道府県知事によるもののほか、協会又は指定完成検査機関、指定保安検査機関による検査の受検も可能です。(規則第69条、第82条)

1-2 充てん設備の設置等に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先	頁
	液石法 規則	様 式	知 事	No.
1. 充てん設備許可申請書	63	35	○	219
① 充てん計画書	63-2-1	—	○	220
別紙-1 各規則対応事項	63-2-1	—	○	222
別紙-2 充てん設備の設備、装置等に関する書類	63-2-1	—	○	236
別紙-3 機器一覧表	63-2-1	—	○	—
② 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	63-2-2	—	○	239
③ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図	63-2-2	—	○	240
④ 充てん作業員講習修了証の写し(再講習欄を含む。)	—	—	○	—
⑤ 法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票)	—	—	○	—
2. 充てん設備完成検査申請書	68-1	38	○	241
3. 充てん設備完成検査受検届書	69-2	40	○	242
4. 充てん設備保安検査申請書	81-2	44	○	243
5. 充てん設備保安検査受検届書	82-2	46	○	244

(注) 一般消費者等にだけバルク供給を行う場合は、充てん設備の許可で良いが、工業用、農業用等の用途にバルク供給を行う場合は、移動式製造設備の許可が必要となる。従って両方の許可を取得することが望ましい。

1-3 充てん設備の許可申請書等の作成例

(1) 充てん設備許可申請書

様式第35(第63条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

充てん設備許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本 拠 の 名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
本 拠 の 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

貯蔵設備の記号・番号 □□〇〇〇〇
貯蔵設備の貯蔵能力 2,300kg

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

充 て ん 計 画 書

1. 充てんする液化石油ガスの成分
プロパンを主成分とする液化石油ガス（プロパン95～97%・その他はプロピレン・ブタン等）
2. 充てんの目的
充てん設備（新バルクローリ）を設置し、一般消費者等の消費先にバルク供給方式による液化石油ガスの供給を行うことを目的とする。
3. 充てんの方法
当社の2次基地から充てん設備に液化石油ガスを受け入れ、消費先のバルク貯槽、バルク容器等に充てん設備から液化石油ガスを直接充てんする。
4. 貯蔵能力

事業所貯蔵能力一覧表

車両番号	〇〇800 あ11-11		第1種製造施設 総計	合 計
型 式	新バルクローリ			
容器番号	〇〇〇〇			
貯蔵容量(ℓ)	5,373ℓ			
公称重量(t)	2.3t			
充てん定数	2.33			
法定最大貯蔵量(t)	2.30t			2.30t

貯蔵能力計算式

$$G = V / C \quad V : \text{容器の内容積の数値 (ℓ)}$$

〇〇800あ11-11 C : 充てん定数 (2.33)

$$G = 5,373ℓ / 2.33 = 2,306\text{kg} \approx 2.30\text{t}$$

(注) 事業所の全車両の貯蔵能力及び第1種製造施設（定置式製造施設）の総計を記載
(充てん設備の増設の場合は、増設の前後の貯蔵量がわかるようにする。)

5. 充てん設備の概要

No.	設 備	型 式	能 力	設計圧力	耐圧試験 圧 力	気密試験 圧 力	メーカ
1	容 器	横置円筒型	2,300kg	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
2	液送ポンプ	000-0000	135ℓ/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
3	流 量 計	00-00-00	75kg/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
4	振動検知器	ハイブロスッチ	----	----	----	----	〇〇〇〇(株)
5	ガス検知器	00-00-00	1点式	----	----	----	〇〇〇〇(株)

6. 各規則対応事項

該当する規則に対する対応事項を記載する。（別紙-1）

- (1) 液石法施行規則第64条第1項（充てん設備の技術上の基準）及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項）
- (2) 液石法施行規則第72条（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）に対応する事項
- (3) 液化石油ガス保安規則第48条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）に対応する事項

7. 充てん作業者講習修了者名簿

整理番号	氏名	資格取得年月日	修了証番号	備考
1	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇第〇〇号	
2	□□ □□	平成□□年□□月□□日	□□□第□□号	
3				
4				

(注) 充てん作業者講習修了証の写し(再講習の受講記録を含む。)を添付すること。

別紙-1 各規則対応事項

別紙-2 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類
(設備、装置等の強度計算書及び図面等を添付)

別紙-3 機器一覧表(記載 略)

別紙－1 各規則対応事項

(1) 液石法施行規則第64条第1項(充てん設備の技術上の基準)及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第1号	貯蔵設備は、容器であること。	—	---	・容器検査合格品の容器を使用します。
第2号	液化石油ガスの通る部分（容器及び高圧ガス保安法第49条の2第1項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。	第17条	（液化石油ガスの通る部分の耐圧試験） 規則第64条第1項第2号の液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該耐圧試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。 ・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する耐圧試験成績書を提出します。 ・液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、常用の圧力の1.5倍以上の水圧により行い、異常がないことを確認します。 設計圧力：2.1MPa 耐圧試験圧力：3.5MPa
		第1号	常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第3号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。	第18条	（液化石油ガスの通る部分の気密試験） 規則第64条第1項第3号の液化石油ガスの通る部分の気密試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該気密試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。 ・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する気密試験成績書を提出します。 ・液化石油ガスの通る部分の気密試験は、常用の圧力以上の圧力で、窒素ガス（空気）を使用して行い、圧力を10分以上保持して漏えいがないことを完成検査時に確認します。 気密試験圧力：2.1MPa
		第1号	常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、規定圧力を10分以上保持し、漏えいがないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第3号	検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該液化石油ガスの通る部分によって貯蔵又は処理されるガスを使用して気密試験を行うことができる。この場合において、圧力は、異常のないことを確認しながら段階的に昇圧することとする。			
第4号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものであること。	第19条	（液化石油ガスの通る部分の肉厚） 規則第64条第1項第4号の液化石油ガスの通る部分の肉厚は、次に定めるところにより算定するものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該肉厚を有するものとみなす。	・高圧ガス設備品及び認定品は十分な強度を有するものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第4号		第1号	液化石油ガスの通る部分の肉厚の算定については、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、「設計圧力」とあるのは「常用の圧力」と読み替えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス設備品及び認定品以外のホースリール、安全継手、スィベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ肉厚算定の強度計算書を添付します。 充てんホース、均圧ホース、フレキシブルホースについては、型式ごとに、常用の圧力の4倍の耐圧試験に合格した旨の成績書を提出します。
		第2号	前号の算定方法が適用できないものにあつては、次のいずれかの方法によりその強度を確認することをもって肉厚の算定に代えることができる。	
		イ 型式ごとに水圧による加圧試験を行い、常用の圧力の4倍の圧力に、常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものであること。 ロ 型式ごとに抵抗線ひずみ計による応力の測定を行い、常用の圧力において生ずる応力（穴、ねじ谷等に生じる局部応力を除く。）が、常用の温度における材料の許容引張応力以下であること。		
第5号	充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止のスイッチは、遠隔操作ができるものであること。	—	---	<ul style="list-style-type: none"> 軸シールのない構造のポンプを使用し、遠隔操作で起動及び停止ができます。
第6号	充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない構造であること。	—	---	<ul style="list-style-type: none"> 発電機は設置しません。
第7号	充てんホースは、日本工業規格K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとすること。	—	---	<ul style="list-style-type: none"> 充てんホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。
第8号	充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。	第20条	（安全継手の設置等） 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 充てんホースには、安全継手を設けます。 安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。 安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	
		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第8号		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	・安全継手は、充てんホースの先端から60cm以内の位置に設けます。
第9号	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。	第21条	(カップリング用液流出防止装置の設置等) 規則第64条第1項第9号のカップリング用液流出防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設けます。 (呼び径 : 3/4B) ・カップリング用液流出防止装置は、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第1号	カップリング用液流出防止装置は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	
		第2号	カップリング用液流出防止装置は、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して50立方センチメートル以下であること。	
		第5号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとにキャップを装着して、バルブを閉止し、1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリング用液流出防止装置は、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
		第7号	カップリング用液流出防止装置の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径	
第10号	均圧ホースを取り付ける場合にあつては、当該均圧ホースは、日本工業規格K6347(1995)に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。	第20条	(安全継手の設置等) 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・均圧ホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。 ・均圧ホースには、安全継手及び脱着用のカップリングを設けます。 ・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第10号		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。 安全継手は、均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けます。 均圧ホースには、脱着用カップリングを設けます。（呼び径：3/8B） カップリングは、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	
		第22条	（カップリングの設置等） 規則第64条第1項第10号のカップリングは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	
		第1号	カップリングは、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	
		第2号	カップリングは、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリングは、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリングは、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、気体状態で12リットル以下であること。	
		第5号	カップリングは、型式ごとに1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリングは、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
第7号	カップリングの見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径			
第11号	容器に取り付けられた配管（液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る、かつ、容器と配管との接続部を含む。）には、緊急遮断装置を設けること。ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合はこの限りでない。	-	---	<ul style="list-style-type: none"> 容器には、緊急遮断装置を設けます。（内装式）

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第12号	前号の規定により設けられた緊急遮断装置（容器に設けられた緊急遮断装置を含む。）は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。ただし、液封が生じるおそれのある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置した場合は、この限りでない。	—	---	<ul style="list-style-type: none"> 緊急遮断弁は弁体が容器内圧力により閉止する構造であり、配管内の圧力が容器内圧力よりも高くなれば弁体が開き、液封が発生しません。
第13号	容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けること。	第23条	（液面計の設置等） 規則第64条第1項第13号の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 容器には、フロート式液面計を設けます。
		第1号	液面計は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 液面計は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第2号	液面計は、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外であること。	<ul style="list-style-type: none"> 耐圧部分にガラス、合成樹脂は使用しません。 フロート式液面計を使用します。
		第3号	液面計は、日本工業規格D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 液面計は、告示で定める自動車部品振動試験に合格したものを使用します。
第14号	容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けること。	第24条	（温度計の設置等） 規則第64条第1項第14号の温度計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設けます。
		第1号	温度計は、液化石油ガスの液相部の温度を検知できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 温度計は、容器底部に感温部差込座を設けて、液相部の温度を検知できるように設置します。
		第2号	温度計の測定範囲は、当該液化石油ガスの温度を適切に測定できるものであり、かつ、最高目盛と最低目盛の範囲が100度であること。	<ul style="list-style-type: none"> 温度計の測定目盛範囲は、-30～70℃のものを使用します。
第15号	告示で定めるところにより、圧力計を設けること。	第25条	（圧力計の設置等） 規則第64条第1項第15号の圧力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん設備には、設備の適切な区分ごとに圧力計を設けます。
		第1号	圧力計は、液化石油ガスの通る部分のうち常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分ごとに設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 圧力計は、液化石油ガスの通る部分の圧力の区分ごとに設けます。
		第2号	圧力計は、日本工業規格B7505(1994)ブルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該区分の常用の圧力を適切に測定できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 圧力計は、告示で定めるブルドン管圧力計を設置します。 圧力計の測定目盛範囲は、0～3.5MPaのものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第16号	告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けること。	第26条	(誤発進防止装置の設置等) 規則第64条第1項第16号の誤発進防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てん設備には、誤発進防止装置を設けます。
		第1号	充てんホースを充てんホース受け金具から取り外している間、当該車両の全輪にブレーキが作動するもの又は当該車両が発進できない機能を有するものであること。	・充てんホースの先端のカップリング用受け金具にリミットスイッチを設け、ホースを受け金具から外している間、スイッチが作動して全輪にブレーキが作動します。
		第2号	充てん作業終了後、充てんホースを完全に格納し、操作箱を閉じなければ前号の機能が解除されないものであること。	・操作箱の扉にリミットスイッチを設け、扉を閉じないとスイッチが作動せず、車両が発進できない構造です。
第17号	告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けること。	第27条	(緊急停止スイッチの設置等) 規則第64条第1項第17号の緊急停止スイッチは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てん設備には、緊急停止スイッチを設けます。
		第1号	充てん設備の操作箱から離れた位置であって充てん設備に固定したものと及び遠隔操作ができるものであって携帯式のものを設置すること。	・緊急停止スイッチは、車両後部に設置する固定式のもの、遠隔操作のできる携帯式の無線機に設けます。
		第2号	緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行うものであること。	・緊急停止を行うと、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を同時に行います。
		第3号	警報を発するもの又は表示するものであること。	・緊急停止を行うと同時に運転室内の警報ブザーが作動します。
第18号	充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。	—	---	・充てん作業中に次に掲げる異常を検知した場合は、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を同時に行うとともに運転室内の警報ブザーが作動します。 イ. 操作箱内のガス漏れを検知した場合 ロ. 自動車の衝突等異常な衝撃を検知した場合 ハ. 充てん中に操作箱の扉が開いた場合
	イ 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な付属品が収納されている操作箱（以下この号において「操作箱」という。）内に設置された設備であつて告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合	第28条	(ガス漏れ検知設備の設置等) 規則第64条第1項第18号イの設備は、操作箱内のガス漏れを検知し警報を発するもの（以下「検知警報設備」という。）であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。	・ガス漏れ検知器は、接触燃焼方式のものを使用します。
		第1号	次に掲げる機能及び構造を有すること イ 接触燃焼方式、半導体方式その他の方法によって検知エレメントの変化を電氣的機構により伝達し、あらかじめ設定された液化石油ガス濃度（以下「警報設定値」という。）において自動的に警報を発するものであること。	・ガス漏れ検知器の機能及び構造は、告示の基準に適合するものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充電設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第18号		第1号	<p>ロ 警報設定値は、設置場所の周囲の温度において、爆発下限界の4分の1以下の値であること。</p> <p>ハ 警報精度は、警報設定値にプラスマイナス25パーセント以下のものであること。</p> <p>ニ 検知から発信に至るまでの遅れは警報設定値の1.6倍の濃度において通常30秒以内であること。</p> <p>ホ 電源の電圧等が10パーセント変動した場合であっても、警報精度が低下しないものであること。</p> <p>ヘ 警報を発した後は、液化石油ガス濃度が低下しても警報を発信し続け、その確認又は対策を講ずることにより警報が停止するものであること。</p> <p>ト 十分な強度及び耐久力を有するものであること。</p> <p>チ 液化石油ガスに接触する部分は、耐しよく性の材料又は十分な防しよく処理を施した材料を用いたものであること。</p> <p>リ 防爆性については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第44条による検定に合格したものであること</p> <p>ヌ 検出端部の受信回路は、他の検出端部の受信回路が作動している場合であっても、当該検知警報設備が作動すべき場合には警報を発することができるものであることとし、かつ検知部分が識別できるものであること。</p> <p>ル 受信回路は、作動状態にあることが容易に識別できるものであること</p> <p>ヲ 警報は、ランプが点灯又は点滅をするものであること。</p> <p>ワ 日本工業規格D1601（1990）自動車部品振動試験に合格するものであること。</p>	<p>・ガス漏れ検知器の機能及び構造は、告示の基準に適合するものを使用します。</p>
		第2号	<p>次に掲げる基準により設置するものとする。</p> <p>イ 検出端部は、充電設備の操作箱内に1個以上設置すること。</p> <p>ロ 検出端部を設置する高さは、液化石油ガスの比重、周囲の状況、操作箱の高さ等の条件に応じて適切に定めること。</p> <p>ハ 警報を発する場所及びランプが点灯又は点滅する場所は、車両の運転室内とすること。</p>	<p>・ガス漏れ検知器は、操作箱内の底部に1個設置します。</p> <p>・ガス漏れ検知器が作動すると、車両の運転席内タッチパネルに異常を点灯表示します。</p>

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第18号	ロ 自動車の衝突等異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合	第29条	(衝撃を検知する機器の設置等) 規則第64条第1項第18号ロの機器は、感震器又は振動検知器とし、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・衝撃を検知する機器は、振動検知器とし、車両後部に設置します。
		第1号	感震器は、150ガル以上の水平震動加速度を検知したときに作動するものであること。	・感震器は設置しません。
		第2号	振動検知器は、100メートル毎秒毎秒以上の振動加速度を検知したときに作動するものであること。	・振動検知器は、 99m/s^2 の振動加速度を検知して作動するものを使用します。
		第3号	感震器又は振動検知器は、充てん設備の操作箱内又は車両後部に1個以上設置すること。	・振動検知器は、車両後部に1個設置します。
		第4号	感震器又は振動検知器を充てん設備の操作箱内に設置する場合の防爆性については、労働安全衛生法第44条による検定に合格したものであること。	・振動検知器は、操作箱内に設置しません。
		第5号	感震器又は振動検知器は、日本工業規格D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するものであること。	・振動検知器は、告示で定める自動車部品振動試験に合格したのものを使用します。
	ハ 充てん中に操作箱の扉が開いた場合	—	---	・操作箱の扉にリミットスイッチを設け、充てん中に操作箱の扉が開いた場合は、リミットスイッチが作動して、異常を検知します。
第19号	充てん設備の使用の本拠の所在地は、第14条(第4号及び第6号を除く。)の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。	液石法施行規則第14条(貯蔵施設の技術上の基準)		対応事項
		第1号	貯蔵施設は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。	・貯蔵施設(充てん設備の使用の本拠地の所在地)は、明示し、警戒標を掲げます。 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① LPガス容器置場 ② 燃 ③ 火気厳禁 ④ 無断立入禁止 ②～④は赤色文字
		第2号	貯蔵施設(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有すること。	・第1種及び第2種保安物件に対し、それぞれの施設距離以上の距離を確保します。
		貯蔵施設	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離
		貯蔵施設(イ)	l_1 以上	l_4 以上 l_2 未満
		貯蔵施設(ロ)	l_3 以上 l_1 未満	l_4 以上
		備考	l_1 、 l_2 、 l_3 及び l_4 は、それぞれ第1条第2項第8号に規定する l_1 、 l_2 、 l_3 及び l_4 を表すものとする。	

液石法施行規則第64条第1項		液石法施行規則第14条(貯蔵施設の技術上の基準)		対応事項																																
号	規定事項		規定事項	---																																
第19号		第2号	液石法施行規則第1条第2項第8号の表 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>l</th> <th>$x < 8$</th> <th>$8 \leq x < 25$</th> <th>$25 \leq x$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>l_1</td> <td>$9\sqrt{x}$</td> <td>$4.5\sqrt{x}$</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>l_2</td> <td>$6\sqrt{x}$</td> <td>$3\sqrt{x}$</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>l_3</td> <td>0</td> <td>$2.25\sqrt{x}$</td> <td>11.25</td> </tr> <tr> <td>l_4</td> <td>0</td> <td>$1.5\sqrt{x}$</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(x は、貯蔵施設の面積を(単位 m^2)を表す。)</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 : $27m^2$ ($3m \times 9m$) (2) 施設距離</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種施設距離</th> <th>第2種施設距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定距離</td> <td>22.5m(11.25m)</td> <td>15m(7.5m)</td> </tr> <tr> <td>実測距離</td> <td>500m</td> <td>450m</td> </tr> <tr> <td>対象物件</td> <td>〇〇小学校</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> <p>法定距離の()内は障壁設置時の距離を示す。</p>	l	$x < 8$	$8 \leq x < 25$	$25 \leq x$	l_1	$9\sqrt{x}$	$4.5\sqrt{x}$	22.5	l_2	$6\sqrt{x}$	$3\sqrt{x}$	15	l_3	0	$2.25\sqrt{x}$	11.25	l_4	0	$1.5\sqrt{x}$	7.5		第1種施設距離	第2種施設距離	法定距離	22.5m(11.25m)	15m(7.5m)	実測距離	500m	450m	対象物件	〇〇小学校	民家	
		l	$x < 8$	$8 \leq x < 25$	$25 \leq x$																															
		l_1	$9\sqrt{x}$	$4.5\sqrt{x}$	22.5																															
l_2	$6\sqrt{x}$	$3\sqrt{x}$	15																																	
l_3	0	$2.25\sqrt{x}$	11.25																																	
l_4	0	$1.5\sqrt{x}$	7.5																																	
	第1種施設距離	第2種施設距離																																		
法定距離	22.5m(11.25m)	15m(7.5m)																																		
実測距離	500m	450m																																		
対象物件	〇〇小学校	民家																																		
第3号	前号の表に掲げる貯蔵施設(イ)及び(ロ)には、第1種施設距離内にある第1種保安物件又は第2種施設距離内にある第2種保安物件に対し厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 障壁の構造 障壁は設置しません。 																																		
第5号	貯蔵施設は、液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵施設は、建屋を設置しないため滞留しません。 																																		

(2) 液石法施行規則第72条（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）に対応する事項

① 第1号の基準に対応する事項（第64条第1項の充てん設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合）

号	規定事項	対応事項
第1号	イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽（以下、「バルク貯槽等」といいます。）のメーカーより提出された次の試験成績書等を確認し、充てんを実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ① バルク貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験 ② 液面計作動試験 ③ 過充てん防止装置作動試験
	ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から第1種保安物件に対し1.5メートル以上、第2種保安物件に対し1メートル以上の距離があることを確認すること。ただし、第19条第3号ロの構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合等においては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> 充てんするときは、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から保安物件に対し、規定の距離があることを確認します。 <ul style="list-style-type: none"> 第1種保安物件：1.5m以上 第2種保安物件：1.0m以上 距離が不足する場合は、構造壁等を設置します。
	ハ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん開始前に、充てん設備とバルク貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを、石けん水・漏えい検知器等で確認します。
	ニ 充てんホースの上を車両が通過しないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 車両が通過するおそれのある場合は、充てんホース保護用鋼板の設置又は迂回標示を設置します。
	ホ 充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業中は、充てん設備の車両の前後に「充てん作業中」、「火気厳禁」の警戒標識を掲げます。
	ヘ 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯すること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯します。
	ト 充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定すること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業中は、車両に搭載している車止めにて車両を固定します。（タイヤの前後に設置します。）
	チ 充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の内容積の85パーセント（地盤面下に埋設されたバルク貯槽であって、内容積が2,000リットル以上のものにあつては90パーセント）を超えないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業中は、バルク貯槽等の液面計を常時監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク貯槽等の内容積の85%（地下埋設バルク貯槽で内容積2,000リットル以上の場合は90%）を超えないようにします。
	リ 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク貯槽等のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	ヌ 充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを、石けん水、検知器等で確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じます。
ル バルク容器の液取入バルブ又はバルク貯槽の液取入弁は、液封を防止するため常時開放しておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> バルク貯槽等の液取入元弁は、常時開とします。 	
ロ 充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てんするときは、バルク容器の基礎等の設置状況を確認し、安全な充てんが可能であることを確認します。 	

号	規定事項	対応事項
第1号	ワ 充てん設備の使用の本拠の所在地は、第16条第7号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠地」と読み替えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん設備の使用の本拠地の周囲2m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置きません。 (1) 火気の種類：事務所の給湯器 (2) 火気までの距離：40m (3) 火気までの距離が2m以内の場合の障壁：該当しません。 <p>(注) 障壁が必要な場合は、障壁の構造、図面等を記載・添付すること。</p>
第16条第7号	貯蔵施設の周囲2メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ9センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けた場合はこの限りでない。	

② 第2号の基準に対応する事項（第64条第1項の充てん設備により容器(バルク容器を除く。)又は貯槽に充てんする場合)

号	規定事項	対応事項
第2号	イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びに容器又は貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽（以下、「貯槽等」といいます。）のメーカーより提出された次の試験成績書等を確認し、充てんを実施します。 ① 貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験 ② 液面計作動試験 ③ 過充てん防止装置作動試験
	ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から第1種保安物件に対し15メートル以上、第2種保安物件に対し10メートル以上の距離があることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てんするときは、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から保安物件に対し、規定の距離があることを確認します。 第1種保安物件：15m以上 第2種保安物件：10m以上
	ハ 内容積1,000リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・内容積1,000リットルを超える貯槽等に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける貯槽等に液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ニ 内容積1,000リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・内容積1,000リットル以下の貯槽等に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける貯槽等に液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ホ 貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90パーセントを超えないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん作業中は、貯槽の液面計を常時監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90%を超えないようにします。
	ヘ 充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん開始前及び充てん中は、充てん設備と貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを石けん水・漏えい検知器等で確認します。
	ト 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	チ 前号ニからトまで及びワの基準に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・前号ニからトまで及びワの基準に適合するように液化石油ガスを充てんします。

③ 第3号の基準に対応する事項（第64条第2項の充てん設備により充てんする場合）

申請に係る充てん設備は、第64条第1項の充てん設備であるため、第3号の基準は該当しません。

④ 第4号及び第5号の基準に対応する事項

号	規 定 事 項	対 応 事 項
第4号	<p>充てんするときは、あらかじめ、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、次号に規定する場合並びに当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあつてはこの限りでない。</p>	<p>・申請に係る充てん設備の液送ポンプは、軸シール部のない構造のものであるため該当しません。</p>
第5号	<p>操作箱内に設置されたガス漏れ検知器等によって、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの検知が可能な場合は、充てん設備の移動を開始するとき及び移動を終了したときに、当該ポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあつては、この限りでない。</p>	<p>・申請に係る充てん設備の液送ポンプは、軸シール部のない構造のものであるため該当しません。</p>

(3) 液化石油ガス保安規則第48条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準）に対応する事項

号	規定事項	対応事項
第1号	車両にあつては、その見やすい箇所に警戒標を掲げること。	・車両の前後に次の警戒標を掲げます。「高圧ガス」
第2号	充てん容器等（鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充てん容器等にあつては、ガスの温度）を常に40度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充てん容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。	・充てん容器等は、その温度を常に40℃以下に保ちます。 ・容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設けます。 ・温度計の測定目盛範囲は、-30～70℃のものを使用します。
第3号	液化石油ガスの充てん容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）にあつては、容器（鉄道車両に固定したものを除く。第8号を除き、以下この条において同じ。）の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。	・容器の内部に防波板を1枚設置します。
第4号	容器（当該容器の頂部に設けた附属品を含む。）の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けること。	・運転室の上部に高さ検知棒を設けます。 ・高さ検知棒の先端は、容器頂部より10cm以上の位置とします。実測寸法： cm
第5号	液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるバルブ（以下「容器元弁」という。）をその後面に設けた容器（次号において「後部取出し式容器」という。）にあつては、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40センチメートル以上であること。	・後部取出し式容器ではないため該当しません。
第6号	後部取出し式容器以外の容器にあつては、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30センチメートル以上となるように当該容器が車両に固定されていること。	・容器後面と車両の後バンパとの水平距離は、30cm以上とします。 ・実測距離： cm
第7号	容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納すること。この場合において、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20センチメートル以上であること。	・車両左側にステンレス製の操作箱を設置します。 ・操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20cm以上とします。 ・実測距離： cm
第8号	前3号に掲げるところによるほか、附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品の損傷により液化石油ガスが漏えいすることを防止するために必要な措置を講ずること。	・安全弁には、固定式保護枠を設けます。 ・配管等は、操作箱内部に設け、緊急遮断装置を設けます。
第9号	充てん容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。	・容器には、フロート式液面計を設けます。
第10号	容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。	・バルブには、開閉表示板を設けます。
第11号	充てん容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。	・車両の移動開始、終了時には、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他危険を防止するための措置を講じます。
第12号	充てん容器等を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。	・消火器は、能力単位B-12の粉末消火器を車両の左右それぞれに1個設置します。 ・応急措置に必要な資材、工具等は、例示基準第53節に定めるものを常備します。

号	規 定 事 項	対 応 事 項
第13号	<p>車両に固定した容器により移動する場合において、駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。以下同じ。）するときは、当該容器に液化石油ガスを受け入れ、又は当該容器から液化石油ガスを送り出すときを除き、第1種保安物件の近辺及び第2種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、駐車中移動監視者（次号の規定により液化石油ガスの移動について監視する者をいう。以下同じ。）又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車する場合は、容器に液化石油ガスを受入又は送り出すときを除き、第1種保安物件の近辺及び第2種保安物件の密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選びます。 ・ 駐車中は、移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、車両を離れません。
第14号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に液化石油ガスの移動について監視させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動するときは、製造保安責任者免状又は移動監視者の資格を有しているものを乗務させ、移動に係る保安状況を監視させます。
第15号	<p>前号の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動監視者は、液化石油ガスの移動を監視するときは、免状又は講習修了証を携帯します。
第16号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。</p> <p>イ 荷送人へ確実に連絡するための措置</p> <p>ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第1種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置</p> <p>ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次の措置を講じて行います。 (1) イエローカードに緊急連絡先、異常時の措置等を記載しています。 (2) 災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置については、移動監視者の教育を行います。
第17号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。</p> <p>イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。</p> <p>ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両1台について運転者2人を充てること。</p> <p>(イ) 一の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4時間を超える場合</p> <p>(ロ) 一の運転者による運転時間が、1日当たり9時間を超える場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けます。 ・ 原則として長距離運転は行いませんが、規則で定める時間を超えて移動するときは、運転者2人を乗務させます。
第18号	<p>車両に固定した容器により、液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載したイエローカードを運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。

充てん設備の設備、装置等に関する添付書類

1. 強度計算書

- (1) 配管肉厚強度計算書
- (2) φ19用ホースリール耐圧強度計算書
- (3) φ 9用ホースリール耐圧強度計算書
- (4) スイベルジョイント強度計算書
- (5) 液用安全継手強度計算書
- (6) ガス用安全継手強度計算書
- (7) セフティカップリング強度計算書

2. 図 面

- (1) LPガスタンクローリ全体図
- (2) 容器本体図
- (3) 容器本体図照号欄
- (4) 配管組立図
- (5) 配管組立図照号欄
- (6) 配管系統図
- (7) 液送ポンプ組立図
- (8) ホースリール（φ19用）組立図
- (9) ホースリール（φ 9用）組立図
- (10) スイベルジョイント組立図
- (11) φ19×30 m LPGホース組立図
- (12) φ19×0.6m LPGホース組立図
- (13) φ 9×30 m LPGホース組立図
- (14) φ 9×0.6m LPGホース組立図
- (15) 安全継手（φ19用）組立図
- (16) 安全継手（φ 9用）組立図
- (17) セフティカップリング組立図
- (18) 均圧用カプラ組立図
- (19) 20Aフレキシブルチューブ組立図
- (20) 15Aフレキシブルチューブ組立図
- (21) ガス検知器組立図
- (22) 追突検知器組立図
- (23) リミットスイッチ組立図

3. その他添付書類

- (1) 液封防止機構作動説明書
- (2) 貯蔵施設の所在地を示す案内図
- (3) 貯蔵施設の付近の状況見取図（保安物件、火気との距離が確認できる図面）
- (4) 貯蔵施設の構造図
- (5) 防災用具明細表
- (6) 充てん作業者講習修了証の写し

(注) 1. 充てん設備に関する各基準と添付資料(資料番号付)との関連表を添付すること。
2. 本書では、掲載しているローリ本体図、配管系統図以外の図面等の添付は省略する。

車 両 本 体 図

バルクローリの本体図面を添付

配管系統図

バルクローリの配管図面を添付

充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

事業所の名称		事業所の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 Km 目標物件 〇〇病院
<p>5万分の1の地図を貼付し最寄駅等より充てん設備の使用の本拠の所在地を明示</p>		

充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

事業所の名称		事業所の所在地		
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地		
貯蔵施設の面積	27 m ²	施設距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		22.50 m (11.25 m)	500 m	〇〇小学校
第2種保安物件までの距離		15.00 m (7.50 m)	450 m	民家
火気までの距離		2 m	40 m	事務所の給湯器

()内は障壁設置時の距離

充てん設備の所在地付近の状況を記載（保安物件に対する距離等）

(注) バルクローリの車庫を設置する場合は、車庫の構造図を添付すること。

(2) 充てん設備完成検査申請書

様式第38(第68条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

充てん設備完成検査申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成□□年□□月□□日
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 協会又は指定完成検査機関に申請する場合は、宛先を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の名称とし、申請書本文は、次のとおりとすること。
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条3第1項ただし書の検査を受けたいので、次のとおり申請します。」

(3) 充てん設備完成検査受検届書

様式第40(第69条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備完成検査受検届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成□□年□□月□□日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 指定保安検査機関：〇〇株式会社

検査年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日

4 充てん設備完成検査証の検査番号

第〇〇〇号

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(4) 充てん設備保安検査申請書

様式第44(第81条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

充てん設備保安検査申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本 拠 の 名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
本 拠 の 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成□□年□□月□□日
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号

検査年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日
検査証の検査番号 第〇〇〇号

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 液化石油ガス法に係る充てん設備は、1台ごとに保安検査を受けること。
2. 充てん設備完成検査証交付日又は前回の保安検査証交付日から11ヶ月を超えない日までに、保安検査申請書を提出すること。
3. 高圧ガス保安法に係る移動式製造設備と充てん設備の両方の許可を持っている場合は、液化石油ガス法に係る保安検査を受ければ、高圧ガス保安法に係る保安検査を受けなくても良い。(高圧ガス保安法 製造細目告示第13条第2項第3号)
4. 協会又は指定保安検査機関に申請する場合は、宛先を高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の名称とし、申請書本文は、次のとおりとすること。
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書の検査を受けたいので、次のとおり申請します。」

(5) 充てん設備保安検査受検届書

様式第46(第82条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成□□年□□月□□日
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 指定保安検査機関：〇〇株式会社
検査年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日

4 充てん設備保安検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2. 充てん設備の変更

2-1 充てん設備の変更に係る法令

(1) 充てん設備の変更許可申請

充てん設備を変更する場合

- (例1) 充てん設備の使用の本拠地(置場)を変更する場合
- (例2) 充てん設備の構造を変更する場合
- (例3) 充てん設備の設備を変更する場合
- (例4) 充てん設備の装置を変更する場合

法第37条の4第3項で準用する法第37条の2第1項規則第65条により、所在地の都道府県に充てん設備の変更許可申請

(2) 充てん設備の変更届出

充てん設備の軽微な変更をする場合

- (例1) 充てん設備のLPガスの通る部分の取替え(同一型式のものに限る。)をする場合
- (例2) 充てん設備のLPガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替えをする場合(シャーシー部分等)
- (例3) 充てん設備を廃止する場合

法第37条の4第3項で準用する法第37条の2第2項規則第67条により、所在地の都道府県に充てん設備の変更届出

2-2 充てん設備の変更に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先 知事	頁 No.
	液石法 規則	様 式		
1. 充てん設備変更許可申請書	65	36	○	246
① 変更明細書	--	--	○	247
別紙-1 規則対応事項	63-2-1	--	○	248
別紙-2 充てんホース等に関する添付書類	63-2-1	--	○	252
別紙-3 機器一覧表	63-2-1	--	○	--
② 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	--	--	○	239
③ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図	--	--	○	240
④ 充てん作業者講習修了証の写し(再講習欄を含む。)	75	--	○	--
2. 充てん設備完成検査申請書(都道府県知事又は指定完成検査機関)	68	38	○	241
3. 充てん設備完成検査受検届書	69-2	40	○	242
4. 充てん設備変更届書	67	37	○	253

(注) 1. ②～④については、充てん設備の設置等に係る作成例を参照すること。

2. 充てん設備完成検査申請書及び完成検査受検届書は、充てん設備の設置等に係る作成例を参照すること。

2-3 充てん設備の変更許可申請書等の作成例

(1) 充てん設備変更許可申請書

様式第36(第65条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

充てん設備変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する同法第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本 拠 の 名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
本 拠 の 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 充てん設備の変更の内容

充てんホース等の交換

変更前 充てんホース 〇〇〇(株)製型式〇〇〇 長さ30m 口径φ9
均圧ホース 〇〇〇(株)製型式〇〇〇 長さ30m 口径φ19

変更後 充てんホース △△△(株)製型式△△△ 長さ37m 口径φ9
均圧ホース △△△(株)製型式△△△ 長さ37m 口径φ19

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

充てん設備の変更明細書

1. 変更の理由

使用している充てんホースが老朽化により、外観上の傷等が目立ち、今後保安上の支障が予想されることから、充てんホース及び均圧ホースの取り替えを行う。

2. 変更する充てん設備の概要

No.	設 備	型 式	材 質	口 径	設計圧力	耐圧試験 圧 力	気密試験 圧 力	メーカ
1	充てんホース	00-00-01	NBR	φ 19	2.1MPa	8.8MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
2	安全継手	00-00-02	S25C	20A	2.1MPa	3.6MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
3	中間ホース	00-00-03	NBR	φ 19	2.1MPa	8.8MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
4	セフティカップリング	00-00-04	SUS304	20A	2.1MPa	3.6MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
5	均圧ホース	00-00-05	NBR	φ 9	2.1MPa	8.8MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
6	安全継手	00-00-06	SUS304	10A	2.1MPa	3.6MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
7	中間ホース	00-00-07	NBR	φ 9	2.1MPa	8.8MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
8	均圧カップリング	00-00-08	SUS304	10A	2.1MPa	3.6MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)

3. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項

規則対応事項 …… 別紙－ 1 (変更に係る部分)

液石法施行規則第64条第 1 項 (充てん設備の技術上の基準) 及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項)

4. 充てん作業員講習修了者名簿

整理番号	氏 名	資格取得年月日	修了証番号	備 考
1	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇第〇〇号	
2	□□ □□	平成□□年□□月□□日	□□□第□□号	

(注) 充てん作業員講習修了証の写し (再講習の受講記録を含む。) を添付すること。

5. 充てんホース・均圧ホース等に関する添付書類 …… 別紙－ 2 (変更に係る部分)

別紙－１ 規則対応事項（変更に係る部分）

(1) 液石法施行規則第64条第1項(充てん設備の技術上の基準)及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第1号	容器・・・略	—	---	
第2号	液化石油ガスの通る部分（容器及び高圧ガス保安法第49条の2第1項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。	第17条	（液化石油ガスの通る部分の耐圧試験） 規則第64条第1項第2号の液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該耐圧試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。 ・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する耐圧試験成績書を提出します。 ・液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、常用の圧力の1.5倍以上の水圧により行い、異常がないことを確認します。 設計圧力：2.1MPa 耐圧試験圧力：3.6MPa
		第1号	常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第3号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。	第18条	（液化石油ガスの通る部分の気密試験） 規則第64条第1項第3号の液化石油ガスの通る部分の気密試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該気密試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。 ・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する気密試験成績書を提出します。 ・液化石油ガスの通る部分の気密試験は、常用の圧力以上の圧力で、窒素ガス（空気）を使用して行い、圧力を10分以上保持して漏えいがないことを完成検査時に確認します。 気密試験圧力：2.1MPa
		第1号	常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、規定圧力を10分以上保持し、漏えいがないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第3号	検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該液化石油ガスの通る部分によって貯蔵又は処理されるガスを使用して気密試験を行うことができる。この場合において、圧力は、異常のないことを確認しながら段階的に昇圧することとする。			
第4号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものであること。	第19条	（液化石油ガスの通る部分の肉厚） 規則第64条第1項第4号の液化石油ガスの通る部分の肉厚は、次に定めるところにより算定するものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該肉厚を有するものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス設備品及び認定品は十分な強度を有するものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第4号		第1号	液化石油ガスの通る部分の肉厚の算定については、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、「設計圧力」とあるのは「常用の圧力」と読み替えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス設備品及び認定品以外のホースリール、安全継手、スィベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ肉厚算定の強度計算書を添付します。 ・ 充てんホース、均圧ホース、フレキシブルホースについては、型式ごとに、常用の圧力の4倍の耐圧試験に合格した旨の成績書を提出します。
		第2号	前号の算定方法が適用できないものにあつては、次のいずれかの方法によりその強度を確認することをもって肉厚の算定に代えることができる。	
		イ 型式ごとに水圧による加圧試験を行い、常用の圧力の4倍の圧力に、常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものであること。		
		ロ 型式ごとに抵抗線ひずみ計による応力の測定を行い、常用の圧力において生ずる応力（穴、ねじ谷等に生じる局部応力を除く。）が、常用の温度における材料の許容引張応力以下であること。		
第5号、第6号 ポンプ関係 …… 略				
第7号	充てんホースは、日本工業規格 K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとすること。	—	---	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充てんホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。
第8号	充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。	第20条	（安全継手の設置等） 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充てんホースには、安全継手を設けます。 ・ 安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。 ・ 安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。 ・ 安全継手は、充てんホースの先端から60cm以内の位置に設けます。
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	
		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	
		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	
第9号	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。	第21条	（カップリング用液流出防止装置の設置等） 規則第64条第1項第9号のカップリング用液流出防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設けます。 （呼び径：20A）

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第9号	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。	第1号	カップリング用液流出防止装置は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・カップリング用液流出防止装置は、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第2号	カップリング用液流出防止装置は、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して50立方センチメートル以下であること。	
		第5号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとにキャップを装着して、バルブを閉止し、1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリング用液流出防止装置は、使用中及び輸送中に加えらるる振動に耐えるものであること。	
		第7号	カップリング用液流出防止装置の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径	
第10号	均圧ホースを取り付ける場合にあっては、当該均圧ホースは、日本工業規格K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。	第20条	（安全継手の設置等） 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・均圧ホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。 ・均圧ホースには、安全継手及び脱着用のカップリングを設けます。 ・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。 ・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。 ・安全継手は、均圧ホースの先端から60cm以内の位置に設けます。 ・均圧ホースには、脱着用カップリングを設けます。 （呼び径：10A）
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	
		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	
		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	
		第22条	（カップリングの設置等） 規則第64条第1項第10号のカップリングは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第10号	均圧ホースを取り付ける場合にあっては、当該均圧ホースは、日本工業規格K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。	第1号	カップリングは、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・カップリングは、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第2号	カップリングは、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリングは、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリングは、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、気体状態で12リットル以下であること。	
		第5号	カップリングは、型式ごとに1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリングは、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
		第7号	カップリングの見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径	
第11号から第19号 …… 略				

充てんホース等に関する添付書類

1. 強度計算書

- (1) $\phi 19 \times 37\text{m}$ L P G ホース強度計算書
- (2) $\phi 19 \times 0.6\text{m}$ L P G ホース強度計算書
- (3) $\phi 9 \times 37\text{m}$ L P G ホース強度計算書
- (4) $\phi 9 \times 0.6\text{m}$ L P G ホース強度計算書
- (5) 液用安全継手強度計算書
- (6) ガス用安全継手強度計算書
- (7) セフティカップリング強度計算書
- (8) 均圧用カップリング強度計算書

2. 図 面

- (1) $\phi 19 \times 37\text{m}$ L P G ホース組立図
- (2) $\phi 19 \times 0.6\text{m}$ L P G ホース組立図
- (3) $\phi 9 \times 37\text{m}$ L P G ホース組立図
- (4) $\phi 9 \times 0.6\text{m}$ L P G ホース組立図
- (5) 安全継手（20A用）組立図
- (6) 安全継手（10A用）組立図
- (7) セフティカップリング組立図
- (8) 均圧用カップリング組立図

3. その他添付書類

液封防止機構作動説明書その他の添付書類の記載は省略する。

(注) 本書では、ローリ本体図、配管系統図、その他の図面等の添付は省略する。

(2) 充てん設備変更届書

様式第37(第67条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあっては 代表取締役 〇〇〇〇 印
その代表者の氏名
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する同法第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

充てん設備の廃止
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

3 変更の理由

充てん設備のセーフティカップリングの取替

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 充てん設備の交換部品で、認定試験者試験等成績書の添付されたもの及び高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したもので、同一メーカー、同一型式のもの取替は、軽微な変更の工事となる。
2. 充てん設備の軽微な変更、充てん設備の廃止のほか、充てん事業者の名称の変更、代表者の氏名の変更、事業所の住居表示の変更、事業者の法人格の変更(個人から法人を除く。)等の届出をする場合は、この様式により提出すること。
3. 変更後の事業者の名称、住所、代表者の氏名で届出すること。

3. 充てん事業者の報告

3-1 充てん事業者の報告に係る法令

充てん事業者の報告

毎事業年度が経過した場合

毎事業年度経過後3ヶ月以内に下記事項
を都道府県知事に報告する。

(事項1) 充てんに係る一般消費者等の数

(事項2) 充てん作業に従事している充てん作業者の数

法第82条第2項
施行令第10条第7項
規則第132条により、
所在地の都道府県に充てん
事業の報告

3-2 充てん事業者報告に係る提出書類

提出書類名	関係法令		宛先	頁
	液石法 規則	様 式	知 事	No.
充てん事業者報告書	132	—	○	255

(注) 記載要領は、報告書の注書き欄を参照すること。

3-3 充てん事業者報告書の作成例

任意様式

平成〇〇年〇〇月〇〇日

充 て ん 事 業 者 報 告

〇 〇 県 知 事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 平成□□年□□月□□日から平成◇◇年◇◇月◇◇日

2. 充てんに係る一般消費者等の数及び充てん作業に従事している充てん作業者の数

事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

事業所の所在地 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

充てんに係る供給設備の数 〇〇 地点

充てんに係る一般消費者等の数 〇〇〇 戸

充てんの作業に従事している充てん作業者の数 〇 人

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) 1. 事業所ごとに作成し、事業年度経過後3ヶ月以内に提出すること。

2. 充てんに係る供給設備の数は、充てん場所・設置年月・設置バルク貯槽の種別等を記載した別表を添付すること。

《 MEMO 》